

平成20年 5月15日

各 位

本社所在地	東京都港区高輪三丁目26番33号
会社名	株式会社ゲームポット
代表者	代表取締役社長 植田 修平
コード番号	3792 札幌証券取引所 アンビシャス
問合せ先	取締役執行役員 江口 清貴
電話番号	03-5791-5299

(URL <http://www.gamepot.co.jp>)

## 全部取得条項付株式発行のための定款一部変更及び その取得に関するお知らせ

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、全部取得条項付株式の発行のための当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付株式の全部の取得について、平成20年6月19日開催予定の臨時株主総会及び普通株式の株主様による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 当社定款の一部変更（定款一部変更その1・同その2）

##### 1. 定款一部変更その1

###### (1) 変更の理由

先般より、平成20年4月22日付当社プレスリリース「臨時株主総会及び当社普通株式の株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、ソネットエンタテインメント株式会社（以下「ソネット」といいます。）は、平成20年2月29日から当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成20年4月21日の決済日をもって、当社普通株式67,502株を取得し、ソネットが既に保有している23,200株と合せて、当社普通株式90,702株（総株主の議決権の数に対する所有割合：97.85%（平成19年12月31日現在の当社の発行済株式総数（92,695株）に係る議決権数92,695個を基準に算出しています。））を取得しましたが、当社の企業価値のより一層の向上を図るために、ソネットグループの経営資源を投入し、当社とソネットグループのシナジーを最大限に発揮する体制を構築すべく、当社を完全子会社化することを企図しております。

当社としましても、当社の企業価値の向上を実現するためには、ソネットの完全子会社として盤石な経営基盤を築き、成長性のある新たな事業戦略を推進することが最良との結論に至っております。

このため、当社は、以下の方法により、ソネットの完全子会社となることといたしました（以下、①から③までを、総称して「本定款一部変更等」といい、下記①ないし③を個別に「本定款一部変更等①」ないし「本定款一部変更等③」といいます。）。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設します。
  - ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設します。
  - ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項を付した普通株式（以下「全部取得条項付株式」といいます。）の株主様（ただし、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。）から全部取得条項付株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、ソネット以外の本件株主様に対して交付する当社種類株式が1株未満の端数となるように、取得対価として当社種類株式を交付します。
- ③の手続きの完了により、ソネットのみが当社の株主となる予定です。

定款一部変更その1は、本定款一部変更等①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容の当社A種種類株式を設けることとしております。なお、下記Ⅱで説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付株式の取得対価は当社A種種類株式としております。

会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が臨時株主総会の決議によって全部取得条項付株式の全て（ただし、自己株式を除きます。）を取得した場合、上記のとおり、ソネット以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って、以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的に現金が交付されることとなります。

当社では、上記のように本件株主様に交付することになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社A種種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で、ソネットに対して売却することを予定しております。当該売却の結果本件株主様に交付される金銭の額については、ソネットが本公開買付けを行った際の買付価格（当社普通株式1株につき11万円）を基準として算出する予定です。

ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更その1は、本定款一部変更等①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、296,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、296,000株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は、<u>295,000株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は1,000株</u>とする。</p> <p>第 6 条の 2 (A種種類株式) <u>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者及びA種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</u></p>
<p>第 7 条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 (新 設)</p>	<p>第 7 条 (株券の発行) 当社は、<u>全ての種類の</u>株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第16条の 2 (種類株主総会) <u>第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p>2 <u>第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>3 <u>第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 定款一部変更その2

(1) 変更の理由

定款一部変更その2は、定款一部変更その1「(1)変更の理由」において説明申し上げておりますとおり、当社がソネットの完全子会社となるために、本定款一部変更等②として、定款一部変更その1による変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第6条の3を新設するものであります。定款一部変更その2が承認され、定款一部変更その2による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付株式となります。

また、下記「(2)変更の内容」中の全部取得条項付株式の取得と引き換えに交付される当社A種種類株式の割合については、全部取得条項付株式の取得の項目2.(1)における記載をご参照ください。

## (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。定款一部変更その1の変更案による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。

なお、定款一部変更その2にかかる定款変更の効力発生は、定款一部変更その1及び全部取得条項付株式の取得について原案どおりご承認が得られること並びに普通株式の株主様による種類株主総会において定款一部変更その2の追加変更案と同内容の定款変更案について原案どおりご承認が得られることを条件といたします。なお、定款一部変更その2に係る定款変更の効力発生日は平成20年7月29日といたします。

(下線は変更箇所を示します。)

定款一部変更その1による変更後の定款	追加変更案
(新設)	<u>第6条の3 (全部取得条項)</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、新たに発行するA種種類株式を普通株式1株につき0.000153株の割合をもって交付する。</u>

## II. 全部取得条項付株式の取得

### 1. 全部取得条項付株式の全部を取得することを必要とする理由

定款一部変更その1「(1)変更の理由」において説明申し上げておりますとおり、本定款一部変更等③として、会社法第171条並びに定款一部変更その1及び定款一部変更その2による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は本件株主様から全部取得条項付株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、定款一部変更その1における変更後の定款により新たに発行することが可能となる当社A種種類株式を交付するものです。

上記取得が承認された場合、ソネット以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的に現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付株式の取得が承認された場合は、本件株主様に交付することになる1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の当社A種種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で、ソネットに対して売却することを予定しております。当該売却の結果本件株主様に交付される金銭の額については、ソネットが本公開買付けを行った際の買付価格(当社普通株式1株につき11万円)を基準として算出する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

### 2. 全部取得条項付株式の取得の内容

#### (1) 全部取得条項付株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条並びに定款一部変更その1及び定款一部変更その2による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付株式の取得と引換えに、取得日(下記(2)において定めます。)において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿(実質株主名簿を含みます。)に記載又は記録された本件株主様に対して、その所有する全部取得条項付株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を0.000153株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成20年7月29日といたします。

(3) その他

全部取得条項付株式の取得は、定款一部変更その1及び定款一部変更その2について原案どおりご承認が得られること並びに普通株式の株主様による種類株主総会において定款一部変更その2の追加変更案と同内容の定款変更案について原案どおりご承認が得られることを条件として効力が生じるものであります。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

Ⅲ. 上場廃止の予定について

本定款一部変更等の結果、当社普通株式にかかる株券は、札幌証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式にかかる株券は、平成20年6月20日から平成20年7月19日まで整理銘柄に指定された後、平成20年7月20日をもって上場廃止になる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券を札幌証券取引所において取引することはできません。

Ⅳ. 定款の一部変更及び全部取得条項付株式の取得に関する日程の概略（予定）

本定款一部変更等に関する日程の概略（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会及び当社普通株式の株主による種類株主総会の招集に関する取締役会	平成20年5月15日（木）
臨時株主総会及び当社普通株式の株主による種類株主総会	平成20年6月19日（木）
株券提出手続の開始日（株券提出公告及び株主・登録株式質権者への通知交付）	平成20年6月20日（金）
整理銘柄への指定	平成20年6月20日（金）
当社普通株式にかかる株券の売買最終日	平成20年7月18日（金）
当社普通株式にかかる株券の上場廃止日	平成20年7月20日（日）
全部取得条項付株式全部の取得及び株式交付の基準日	平成20年7月28日（月）
株券提出の期限	平成20年7月29日（火）
当社による全部取得条項付株式全部の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成20年7月29日（火）

以 上